

非正規労働者を中心とした緊急雇用対策取組み状況(2009/1/23現在)

連合大阪
政策・男女平等グループ作成

本資料は、連合大阪が各団体のHP等から引用し、内容について当該団体へ確認して作成。

団体	労働相談	就労支援(訓練・職業紹介)	住宅確保	融資・助成・奨励金	その他
連合 本部 大阪	非正規労働センター なんでも相談センター(常時) :0120-154-052 緊急相談会(大阪府・市連携) 1.開催日:1月24日、25日 2.時間:10:00~17:00 全国一斉相談ダイヤル 1.開催日:2月14日(土)~16日(月) 2.時間:10:00~19:00				大阪雇用対策会議を中心とした取組み 構成組織*1) 外国人労働相談 1.開催日: 3月27(金)~29日(日) 2.時間:10:00~19:00
労働者福祉協議会 LSC大阪	相談先(府域3ヶ所) :0800-200-0154		住居喪失不安定就労者支援センター :0800-200-0656		
国 厚生労働省		仮称)緊急雇用創出事業 (一時的な雇用・就業機会の創出) 1.事業 ・環境、地域振興(森林整備) ・介護、福祉(高齢者介護補助) ・教育(IT、文化分野) ・防災、防火(雑居ビル等の防災) 2.実施要件 ・民間企業、シルバー人材Cへ委託 地方公共団体による直接事業も可能 仮称)ふるさと雇用再生特別交付金 1.事業 ・地域ニーズがあり今後の地域発展事業を選定。(継続性が必要) ・当該事業に求職者を雇い入れ(原則1年以上の雇用契約) 2.要件 ・民間企業等に委託 地方公共団体による直接事業不可	離職者住居支援給付金(使側) 支給額:1名につき1ヶ月当たり4~6万円 助成期間:1ヵ月から6ヶ月まで 対象となる事業主(以下の労働者へ提供) 再就職援助計画を作成し、ハローワークへ提出 次のいずれかに該当する労働者に住居を提供 雇用保険被保険者 6ヶ月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間20h以上の者)	雇用調整助成金(使側) 休業・教育訓練の場合 受給額:休業手当相当額の1/2(上限あり) 教育訓練の場合:1日1人1200円を加算 出向の場合 受給額:出向元事業主負担額(概ね1/2を上限)の1/2(上限あり) 1.支給要件の緩和 (1)生産量 ・最近3ヶ月の生産量とその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少 (2)雇用要件 …… 廃止 2.対象者の拡大(以下の対象者を追加) ・雇用保険被保険者期間が6ヶ月未満の者 ・6ヶ月以上雇用されている被保険者以外の者(週の所定労働時間20h以上の者に限る) 中小企業緊急雇用安定助成金(使側) 休業・教育訓練の場合 受給額:休業手当相当額の4/5(上限あり) 教育訓練の場合:1日1人6000円を加算 出向の場合 受給額:出向元事業主負担額(概ね1/2を上限)の4/5(上限あり) 1.支給要件の緩和 (1)雇用要件 …… 廃止 2.対象者の拡大(以下の対象者を追加) ・雇用保険被保険者期間が6ヶ月未満の者 ・6ヶ月以上雇用されている被保険者以外の者(週の所定労働時間20h以上の者に限る) 教育訓練の場合:1日1人6000円を加算	
労働局 大阪緊急雇用対策本部	労働条件特別相談窓口 ・府域16ヶ所の総合労働相談コーナー(大阪労働局総合労働相談コーナー、各労働基準監督署、労働なんでも相談室アシストうめだ、労働なんでも相談室アシストなんば) ・労働なんでも相談ダイヤル :0120-939-009	大阪キャリアアップハローワークの設置 :06-6214-9205 (ハローワークプラザ難波と同フロアー) 1.非正規労働者中心 安定就職コーナーの設置 1.対象:日雇派遣労働者中心(府域10ヶ所のハローワーク内) 大阪東、梅田、阿倍野、淀川、布施、堺、池田、ブラザ'枚方、茨木、門真			
大阪府 総合労働事務所	緊急土・日 労働相談会(府域3ヶ所) (大阪市・連合大阪連携) :06-6946-2600(労働相談専用電話) 1.開催日:1月24日、25日	離職者訓練の拡充(国と連携) 1.介護分野 ・ホームヘルパー1級(6ヶ月) ・ホームヘルパー2級(3ヶ月) ・介護福祉士(2年)	府営住宅への一時入居の取組み :06-6944-6825 1.提供個数:21戸 夕陽ヶ丘住宅(大阪市天王寺区) 2.家賃:4,000円(2K、浴室なし)		

自治体	豊中市緊急労働相談会 :06-4865-5130(相談専用電話) 1.開催日:1/27(火)13:00~17:00	2.IT関連 ・Java等プログラミング系(6ヶ月) ハローワークと連携した合同企業面接会 1月~3月(期間内に複数回開催)	3.入居期間:6ヶ月 4.敷金・共益費:免除 5.資格:10/1以降離職者など	
政令指定都市 大阪市 大阪市緊急経済対策本部	緊急相談会(府・連合大阪連携) 1.開催日:1月24日、25日 2.時間:10:00~17:00 :0120-154-052		緊急住宅確保の取組み :06-6882-7024 1.提供個数:50戸 (大正・東淀川・住之江・平野) 2.家賃:10,700~29,600円 3.入居期間:1年(最長2年まで延長可能) 4.敷金:免除 5.保証人:要 6.資格:解雇された勤務先が大阪市内にあることなど	堺雇用推進会議の設置 構成組織*2)
各種団体 労働金庫				就職安定資金融資(認定:ハローワーク) (窓口:大阪キャリアアップハローワーク、 安定就職コーナー) 1.対象者 ・事業主都合の離職に伴って、住居喪失 状態になっている離職者。 ・預貯金、資産がないこと。 2.住宅入居初期費用 (1)敷金・礼金等(上限40万円) (2)転居費等(上限10万円) 3.家賃補助費(上限36万円) 4.生活・就職活動費(上限90万円) 5.返済期間(10年以内) 6.固定金利(年利)1.5%(保証料込) 7.担保・保証人 不要
雇用振興協会			雇用促進住宅(窓口:府内ハローワーク) :06-6264-5393 1.対象者 ・派遣契約の停止や有期契約による雇め 等に伴い、社員寮等の退去を余儀なくさ れた住居喪失者等 (堺・岸和田・高槻・貝塚・枚方・茨木・八尾) 河内長野・和泉・東大阪・交野・忠岡)	若者就活応援フェア相談会 日時:1/22(木)福島区役所 日時:1/23(金)旭区役所 日時:2/5(木)北区役所 日時:2/6(金)淀川区役所 日時:2/13(金)此花区役所 日時:3/6(金)西淀川区役所 時間:すべて13:30~16:30 :06-4794-7355
大阪労働協会			2.家賃:平均25,000円 3.入居期間:6ヶ月(再契約有り) 4.敷金:免除 5.保証人:不要 6.資格:所得制限有り	
大阪府福祉人材センター		福祉の就職フェア 日時:2/15(日)13:00~16:30 場所:鶴見区民センター 日時:2/21(土)13:00~16:30 場所:北区民センター 日時:2/24(火)13:00~16:30 場所:堺市産業振興センター		

< 備 考 >

* 1)大阪雇用対策会議(大阪労働局・大阪府・大阪市・関西経営者協会・連合大阪) + (近畿労金・大阪ホームレス就業支援センター・NPO釜ヶ崎支援機構・連合大阪法曹団など)

* 2)堺雇用推進会議の設置(商工会議所・経営者協会・美原商工会・勤労者福祉協議会・連合大阪南地域協議会・公共職業安定所・総合労働事務所南大阪センター・市就労支援協会・堺市)

< その他の取組み(要旨) >

【再就職支援】

1.労働移動支援助成金(窓口:大阪労働局)

・内容:再就職援助計画又は、求職活動支援基本計画書を作成した事業主が、離職を余儀なくされる労働者等に対して次の支援を行った場合に支給。

休暇の付与 1日当たり4,000円(1人30日が上限)

職場体験講習の実施 1日当たり4,000円(1人30日が上限、下限は3日)

職場体験講習実施事業所を開拓した場合は、当該対象者1人当たり2万円を加算(新規・成長分野に係る事業を行う事業所を開拓した場合は、さらに2万円を加算)

民間の職業紹介事業者に委託し労働者の再就職を実現

中小企業事業主 委託費用の1/3(1人当たり30万円まで、同一の計画等につき300人まで)

中小企業事業主以外 委託費用の1/4(1人当たり20万円まで、同一の計画等につき300人まで)

【雇用維持】

1. 中小企業緊急雇用安定助成金 (窓口:大阪労働局)

- ・内容:事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成。
 - 休業等の場合
 - 休業手当相当額の4/5(上限あり)
 - (教育訓練は上記に加えて訓練費として1人1日あたり6,000円が加算されます)
 - 出向の場合
 - 出向元事業主の賃金負担額(概ね1/2を上限)に相当する額の4/5。(上限あり)

2. 定年引上げ等奨励金 (窓口:社団法人 大阪府雇用開発協会)

- ・内容:定年引上げ等に対して奨励金を支給。
 - 「中小企業定年引上げ等奨励金」
 - 企業規模に応じて1回限り20~160万円
 - 「70歳定年引上げ等モデル企業助成金」
 - 支給経費総額の1/2(上限500万円、ただし設備・運営経費等は上限250万円。)
 - 「中小企業高齢者雇用確保実現奨励金」(事業主団体)
 - 傘下企業の高齢者確保措置の実施割合に応じて前期・後期に分けて支給。(上限300万円)

【労働者雇用改善】

1. 中小企業雇用安定化奨励金 (窓口:大阪労働局)

- ・内容:有期契約労働者の雇用改善を図るため、就業規則等により、新たに通常の労働者への転換制度を導入し、かつその制度を適用して有期契約労働者を通常の労働者へ転換させた場合。
 - 転換制度導入事業主
 - 1人以上通常の労働者に転換させた場合、一事業主につき35万円。
 - 転換促進事業主
 - 制度を導入した日から3年以内に3人以上通常の労働者に転換させた場合、10人までについて、一人につき10万円。

2. 介護雇用管理助成金 (窓口:財団法人 介護労働安定センター大阪支部)

- ・内容:介護関係事業主が新サービスの提供等に伴い、採用などの人的管理、就業規則、賃金体系などの諸規定整備、健康確保、人材育成のための教育訓練を行うことなど雇用管理改善のための事業を実施
 - 雇用管理改善に係るもの:改善期間内に実施した事業経費の1/2を助成(助成額が5万円以上の場合に限ります)
 - 教育訓練に係わるもの:対象職業訓練費用の1/2(但し、1コース1人当たり10万円を限度)

3. 建設事業主雇用改善推進助成金 (窓口:独立行政法人 雇用・能力開発機構大阪センター)

- ・内容:建設労働者の雇用の改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って雇用改善の取り組みを実施した場合
 - 雇用管理責任者の選任・配置:研修実施経費 1日当たり10万円(6日分を限度)、研修受講援助 受講者1人当たり1日5,000円(6日分を限度)
 - 募集・採用を円滑に行うための新たな取組み:実施経費の1/2相当額(限度額100万円)
 - 高齢労働者・女性建設労働者の活躍を推進する取組み:実施経費の1/2相当額(限度額100万円)

【その他】

1. 大学生等の採用内定取り消し等

相談先:大阪学生職業センター(:06-4963-4703)

2. 外国人労働相談

相談先:大阪労働局労働基準部監督課(:06-6949-6490)月・水 英語、水・木 ポルトガル語、相談時間は9時から17時